

医政地発0707第1号
医政支発0707第1号
医政経発0707第6号
平成29年7月7日

一般財団法人 医療関連サービス振興会理事長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局医療経営支援課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局経済課長
(公 印 省 略)

個人情報の適切な取扱いについて

平素より、医療行政の推進に格別の御高配いただき、厚く御礼申し上げます。

貴会における個人情報の適切な取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の趣旨に鑑みて適切な取扱いが図られるよう、個人情報の漏えい的事实を把握した場合に、「個人情報の情報管理の徹底について」（平成16年4月22日付け医政経発第0422003号）及び「個人情報保護の徹底について」（平成17年7月14日付け医政経発第0714003号）（以下「両通知」という。）に基づいて報告がなされるよう貴会傘下の団体等に対し周知を依頼してきました。

今般、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の全面施行後の個人情報保護法（以下「改正個人情報保護法」という。）により、本年5月30日以降、従前、厚生労働大臣等の各主務大臣が有していた個人情報保護法に関する所管事業者への監督権限が、個人情報保護委員会に一元化されたことに伴い、両通知を廃止することとします。

今後、個人情報の漏えい等の事案が発覚した場合は、改正個人情報保護法に基づき、その事実関係及び再発防止策等について、原則として個人情報保護委員会に対し速やかに報告するよう、貴会傘下の団体等に対し、周知いただくようお願いします。